鳥取県障がい者相談支援アドバイザー設置要綱

　平成19年８月21日付第2007000409号

鳥取県福祉保健部長通知

（目的）

第１条　障がい者が地域で安心して生活するためには、地域自立支援協議会をはじめとする地域の相談支援体制の構築が必要であり、その体制の整備・充実強化を促進するため、鳥取県障がい者相談支援アドバイザー（以下「アドバイザー」　という。）を設置する。

（所掌事務等）

第２条　アドバイザーは、次の事項について技術的助言を行うものとする。

（１）市町村及び圏域における相談支援体制の整備及び充実に関すること。

（２）市町村及び圏域地域自立支援協議会の運営に関すること。

（３）障がい者地域生活支援センター等の運営に関すること。

（４）ケア会議の運営に関すること。

（５）その他前各号に掲げる事項に関連すること。

（鳥取県障がい者相談支援アドバイザー）

第３条　アドバイザーは、県外アドバイザーと県内アドバイザーとする。

２　県外アドバイザーについては、事前の委嘱は行わず、依頼内容に応じて適任者を選定し、派遣することとする。

３　県内アドバイザーについては、福祉保健部長が委嘱する。

４　県内アドバイザーの委嘱期間は、１年とする。ただし、アドバイザーが任期途中で辞任した場合において、後任のアドバイザーの任期は、前任者の残任期間とする。

５　アドバイザーを委嘱した場合には、福祉保健部障がい福祉課長（以下「所管課長」という。）は、様式第１号による登録者名簿を作成し、市町村に配布するものとする。

（報償費等の支給等）

第４条　アドバイザーは、所管課長からの依頼に基づき、第２条に規定する技術的助言を行うものとする。

２　アドバイザーは、前項の規定により技術的助言を行ったときは、様式第２号により所管課長に報告するものとし、別表に定めるところにより、報償費及び特別旅費（以下「報償費等」という。）を請求することができる。

３　所管課長は、前項の請求があったときは、前項の規定に基づく報告を確認し、報償費等を支給するものとする。

（派遣依頼）

第５条　アドバイザーの派遣は、課題の内容等に応じて、同一のアドバイザーを継続的に派遣するなど、市町村等の希望に柔軟に対応するものとする。

２　派遣を依頼する場合は、県外アドバイザーの場合は様式第３号、県内アドバイザーの場合は様式４号を所管課長に提出することとする。

３　所管課長は、前項の依頼があったときは、その諾否を依頼者に通知することとする。

４　第１項のアドバイザーの派遣に要する経費は、県が予算の範囲内で負担する。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの運営に関し必要な事項は、所管課長が別に定める。

　　附　則

（施行期日）

　この要綱は、平成19年８月21日から施行する。

　この要綱は、平成24年７月24 日から施行する。

別表（第４条関係）

報償費及び特別旅費の支給額

１　県外アドバイザーの場合

（１）報償費

　　　１日当たり４８，０００円

（２）特別旅費

実費

２　県内アドバイザーの場合

（１）報償費

　　　１日当たり６，０００円

（２）特別旅費

　　　実費